

(別 記)

鳥取県大腸がん検診精密検査医療機関登録基準

- 1 全大腸内視鏡検査が実施できること。なお、精密検査を全大腸内視鏡検査で行うことが困難な場合においては、S状結腸内視鏡検査と注腸エックス線検査（二重造影法）の併用による精密検査を実施できることが望ましい。
- 2 生検組織の採取が可能な内視鏡検査装置を有し、かつ内視鏡検査に習熟した医師が対応できること。
- 3 内視鏡検査の臨床例が年間30例以上あること。
- 4 注腸エックス線検査を実施する場合には、次の基準にあうエックス線装置を有すること。
 - (1) 透視台の起倒が可能で、透視下の圧迫が可能であること。
 - (2) エックス線管は小焦点であること。（小焦点は0.3mm、大焦点は1mm以下であることが望ましい）。
 - (3) エックス線管球は短時間定格が充分大きく、撮影時の露出時間は0.05秒以下であることが望ましい。
- 5 注腸エックス線写真は各地区医師会に設置した注腸エックス線写真合同読影委員会で合同判読すること。
- 6 精密検査のために十分な経験と技術を持った医療担当者が確保されていること。
- 7 精密検査の結果判明後は、大腸精密検査紹介状の所定記載事項に結果を記入し、速やかに返送すること。
- 8 発見大腸がんに関して部会等が実施する事後調査、確定調査等に積極的に協力すること。
また、がん登録についても同様であること。
- 9 精検症例を部会等に提出して討議できること。
- 10 担当医が、大腸がん検診従事者講習会等の受講点数を過去3年間に15点以上取得していること。ただし、大腸がん検診従事者講習会に1回必ず出席していること。
- 11 関連の各種学会等への参加を通じて、常に大腸がん検診に関する学術的情報や知見を得ることが望ましい。

(別記) 対象となる講習会等

講 習 会 等 の 区 分	開 催 頻 度	点 数
大腸がん検診従事者講習会	全県1回／年	5点
消化器疾患研究会	東部2回／年	2点
胃がん検診症例検討会	東部6回／年	2点
胃疾患研究会	東部11回／年	1点
消化器病研究会	中部6回／年	2点
消化器がん検診症例検討会	中部6回／年	2点
消化管研究会	西部22回／年	1点
境港市胃及び大腸がん検診反省会・症例検討会	西部1回／年	2点
山陰消化器研究会	全県6回／年	2点
消化器内視鏡学会（全国学会・地方会）	各1回／年	2点
消化器病学会（全国学会・地方会）	各1回／年	2点
消化器集団検診学会（全国学会・地方会）	各1回／年	2点